

身体拘束適正化検討委員会設置規程

1 設置の目的

介護保険制度においては、身体拘束は原則として禁止されており、身体拘束は人権擁護の観点から問題があるのではなく、拘束される高齢者の QOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。高齢者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的とする。

2 委員会の検討、調整事項

- 1) 生活状態の把握と分析に関する事
- 2) 代替的な方法の検討に関する事
- 3) 緊急やむおえない場合の対応に関する事
- 4) 身体拘束を必要としない状態の実現に関する事
- 5) 施設整備・生活環境の整備に関する事

3 委員会の構成

委員会の構成は次の職にあるもので構成する。

- 1) 施設長
- 2) 介護支援職員
 - ・介護支援専門員、生活相談員、看護職員
 - ・介護職員（リーダー・主任・副主任等）
- 3) その他必要と思われる職にある者を加えることができる

4 委員会の議長

- 1) 委員会の議長は施設長が行う
- 2) 議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する

5 委員会の開催

委員会の開催は定例委員会及び臨時委員会とする。

- 1) 定例委員会は原則3カ月ごとに開催するものとする
- 2) 臨時委員会は必要に応じて随時開催するものとする

6 委員会の庶務

委員会の庶務は、介護支援専門員が行う

7 その他

この委員会の運営に関し、この規定に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、施設長が別に定める。

(附則)

この規定は、令和5年4月1日から施行する。